

平成21年5月29日

各 位

上田信用金庫

理事長 小林哲哉

内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当金庫における不祥事件の発生に対し、当金庫の内部管理態勢に問題があるとして、本日、関東財務局長から信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく下記内容の業務改善命令を受けました。

金融機関の社会的・公共的な役割から、高い信用と倫理観を求められるべき私ども上田信用金庫の役職員一同、不祥事件を発生させたことに対して深く反省するとともに、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、地域の皆様、ならびに会員の皆様方に、心からお詫び申し上げます。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

(1)法令等遵守態勢と経営管理態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から、内部管理態勢を充実・強化すること。

- ①法令等遵守及び経営管理にかかる経営姿勢の明確化(責任の所在の明確化を含む)
- ②理事会及び監事の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立(役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む)
- ③不祥事件発覚後の対応の抜本的な見直し
- ④預金業務等に係る厳正な事務処理の徹底(相互牽制機能の強化を含む)及び内部監査機能の充実・強化
- ⑤適切な人事管理の徹底

(2)上記(1)に関する業務改善計画(具体策及び実施時期を明記したもの)を平成21年6月29日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を3ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回の不祥事件を教訓とし、業務全般について総点検を行い、職場に内在するリスクや問題点を改めて洗い出し、実効性のある業務改善計画書を策定、実施することにより、法令等遵守態勢の確立と内部管理態勢の改善・強化に努めてまいります。

今後、金融機関の社会的・公共的な役割を果たせるように、また、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、地域の皆様、並びに会員の皆様にお応えできるよう役職員一丸となって取組んでまいりますので、何卒、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本件に係る連絡先

上田信用金庫 斎藤・金森

電話0268-22-6260